

第五回國會 文部委員會 會議錄 第十七号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 原 健

委員 堀 一 河津佐三郎 飛邊君

委員 光 衛 清水水谷 昇君

委員 七 郎 長瀬 修君

委員 武 雄 長瀬 修君

委員 忠 雄 岡田正三郎君

委員 甲 木 保 高木 東君

委員 千 賀 廣治君

委員 田 中 啓一君

委員 平 澤 長吉君

委員 受 田 新吉君

委員 小 林 運興君

委員 井 出 太郎君

委員 松 本 六太郎君

委員 出 席 國務大臣 高瀬正太郎君

委員 出 席 文 部 大 臣 高瀬正太郎君

委員 出 席 文 部 政 務 次 官 柏原 義明君

委員 出 席 文 部 政 務 官 日高第四郎君

委員 出 席 文 部 政 務 官 稻 田 清助君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

委員 出 席 文 部 政 務 官 榎 本 孝弘君

五月十二日

委員長倉宗明君及び船田孝二君辭任につき、その補欠として、淺香忠雄君及び井出太郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十二日

年輪のとなえ方に関する法律案(参議院提出、参法第四号)
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)(参議院送付)

同日
ニニ一ス映画、教育映画事業の助成に関する請願(神田博君外一名紹介)(第一五八号)
製作権法の一部改正に関する請願(船田孝二君紹介)(第一五八号)
六・三制完全実施のため予算確保に關する請願(原健君紹介)(第一五九号)

四(原健君紹介)(第一六一二号)
教育公務員特例法施行令の一部改正に關する請願(足立梅市君外一名紹介)(第一六一八号)
教育職員免許法案の一部修正に關する請願(松本七郎君紹介)(第一六三六号)

岡崎市に慶知学園大学設置の請願(千賀廣治君外六名紹介)(第一六四五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
國立学校設置法案(内閣提出第一三〇号)のとなえ方に関する法律案(参議院提出、参法第四号)

第一類第八号 文部委員會會議錄 第十七号 昭和二十四年五月十三日

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

○原委員長 會議を開きます。

日程に入る前に一貫御了解を得ておきたいことがございます。過日本委員

りましたように、六・三制さえも、われわれは國の財政上から十分に行かない、一休財政をまかなうのはどういふ産業によつてやつたらよいかといふと、組織産業であると私は信ずるのであります。かような点にも、ただわれわれは文部当局が文教の問題だけを考えないで、日本の経済というものを十分に加味して御考慮を願いたいのであります。こういうことはどうでもよいのだ、われわれはただ単に教育をやればよいのだといふような観点でなくて、本當の廣い視野に立つてこの問題を考えていただきたいといふことを私は考えております。これに対して、文部大臣はどんなふうにお考えになりますか、明確に御答弁をお願いしたいのであります。

○高橋爾博士 單科大学にいたしましても、総合大学にいたしましても、經費がどのくらいかかるかということ、それはやはりやうの問題、内部の教授の陣容にいたしましても、多くもでき、またある程度少くてもやれる。また研究費にいたしましても、十分といえれば非常にたくさんかかりますし、また最低限度といえ少くで行きますから比較的問題であります。しかし單科大学として、ほんとうにりつばなものと完成をしようといふことになりまうと、相当莫大な金がかかることは明らかであります。そして第一に、これは一人一人の問題でありますが、校長とか、学長とか、こういうものもとけいかかることになりまうし、また事務局の組織にいたしましても、單に事務局のような形でそこに事務局があるのと、獨立した事務局として置かれるという場合とは、相當の違いが出て

参ります。それから学生のいふ／＼な点での共通に融通し得る点、因習なんかにつきましても、いふ／＼共通に使用できる点も出るであらうし、いろいろな点からいいて、何といつても総合大学の一学部としてやります方が、獨立した單科大学としてやんとしたものを比べると、經費が少なくて済むといふことは、これは一般的に言えることではないかと思ひます。しかしむしろそれはやり方の問題でありますから、單科大学としてやる場合でも、簡単にやればやれないこともありますが、それではやはり第二段におつしやられましたように、十分に日本産業のために貢献できるような組織についての十分の研究教育をやることもできなくなるおそれがあります。やはり相當のことはしなくてはなりません。

次に組織教育の問題であります。これは文部省としてはむしろ重要視しておる問題でありまして、決してこれを輕視しておるやうなつもりはございません。組織産業に必要な方面の教育研究をして行く上から申しまして、單科大学の方が適當であるか、総合大学の組織学部として行く方が適當であるか、こゝういふ問題になるのではないかとと思ひます。総合大学の組織学部になるからといつて、そゝういふ研究教育ができないといふわけではありません。また輕視されるわけではありません。私どもはそゝういふ研究教育という面から申しますれば、総合大学の一学部として將來發展して行けば、決してさつかえないものであつて、日本にとつて重要な産業の發展に十分貢献できる、こゝういふ考えを持つておるわけ

あります。

○小林(慶)委員 經費の節約の問題につきましても、昨日も触れましたので、さらにいふ／＼申し上げることも、意見の相違と訂正されればそれで済むやうでございますが、われ／＼の考えといふたしましては、総合大学になつた場合と單科大学になつた場合に、經費が國で全部、どんな要求があつても支弁して行けるやうな状態であれば、これはかまわないのであります。現状におきましては、どうしても地方議會であるとか、あるいは地元であるとか、あるいは関係業者の寄付にまつといふやうな關係から行かざるを、特にこの場合におきましては、関係業者の莫大な寄付を要する、こゝういふことがもうすでに實施されている。しかも総合大学では幾らやつてもしかなかったが、單科大学なら相當巨額の寄付をするといふことを言つておりました。すでに数千万円の金を業者は用意しておるのであります。総合大学では寄付ができないうこととを、はつきり明言しておるのであります。この點は十分政府におきましてもお考えをお願いしたいと思ひます。以上は實情でございます。以上で、これ以上御答弁を求めても仕方がないので、これは十分御承知をお願いいたします。

次に文部省におきましていつごろ出た書類かわかりませんが、多分昨年の末かあるいは本年の初めごろであつたと思ひますが、学校設置に關しまして、文部省の中で發行されました書類の中に「一、前回は「新制大学の實施について」というのでございますが、大学の最終決定は文部省と大學設置委員會に一任する」ということを関係方面も了

承したといふやうなことが書いてあります。その書類の第二項のロに書いてあるものであります。昨日來この問題につきましても文部當局の御答へは、どうもこの趣旨とかわつておるやうであります。その點はどういふやうな關係になりますか、御所見を承りたいのであります。

○日高政府委員 それは十一原則を立てましたときに、十一原則の違反になる懸案が五つございました。その五つのことについては、本來から言いますと、文部行政の責任上の問題になるのでありますけれども、決定的には設置委員會にも相談をしてさめるということとを關係方面と約束いたしましたわけでありまして、そのことについては設置委員會と十分話し合ひをいたしまして、設置委員會としても、そゝういふ政治的な問題を設置委員會にかけられるのは、はなはだ迷惑であるといふ意見もありましたので、私もといたしましては、できるだけ行政上の問題は行政上の責任者として、最後まで努力をいたしまして、五つの懸案の中の三つはそれで解決をいたしましたのであります。最後の二つについてもできるだけ責任上の問題を考へまして、文部當局として努力をいたして参つたのであります。それが不調に終りましたので、設置委員會に特別に了解を得て、先ほど申し上げましたように、特別な形式をもつて總會を開き、審査をお願いした事情でございます。それはほかに一般には關係の薄いことでありますから、一般に配るときにはそゝういふものは特につけてはございません。これは決して變更でも何でもないものであります。十一原則そのものに變更を加えた事實は

ないのでありますから、その御承知おぎいただきたいと思ひます。

○小林(慶)委員 この十一原則の問題につきましても、昨日もいふ／＼申し上げました。私のみならず他の委員から、この十一原則なるものの基礎からいいますか、考え方といふことが、こゝういふものを漠然とやつて、これといふ縛つて行くことにはなだ解せないといふことは、すでに御存じの通りであります。ただいまの問題にいたしましても、御當局の見解は実にわれわれ納得が行かないことがたくさんあるのであります。かような点につきましては、いふ／＼申し上げても、これは水かけ論になりますので、私は一應この程度にいたしますけれども、がやうな十一原則とかこれは特別だとか――原則があつて特別があることは、これは當然であります。この特別が濫発されれば何にもならない。しかも自分の都合のいいときには十一原則で縛り、都合の悪いときには特別だといふのでは、どうもこれはおかしいと思ひます。これはおかしなもので、しかしこの法案の審議にあたりまして、文部當局は十分に國民に責任をとつてもらいたいと私は考へます。

次に單科大学を各府縣に設けさせたくない、一府縣一大学だといふ原則に従つてやつております。昨日も申し上げましたが、すでに大學が府縣には二つも三つもあるところがあります。これは人口の例にとりまして、三百万以上の場合には二つ以上置いていいといふことになつておりますが、三百万人で三つもあつていふことになりまうと、これは人口の比例で行きますと百万人に一校といふことになりまう。長野縣

の場合に例をとつてみますと、長野縣は二百二十、三十万人の人口を擁してあります。その割合から行けば二つあつても当然だ。これの原則がどうだ、こうだといふので縛つても、あるいは人口が少い奈良縣にも二つある、こゝういふ原則をつつても、その内容においては全然相反した行動をとつておる。これは実に私は解せない問題であると思ふ。

それからもう一つは、原料としての資格が云々といふような話がありまされども、そういうことになれば今申し上げたような人口が多いとか、あるいは地域が廣大であるといふような所にできたほかの大学において、はたして單獨の大学としての十分の資格をそろえておるかどうか、はなはだ私は怪しいものだと思ふ。片方では人口が多いからといふ、とんでもない。私はよその学校にけちをつけるわけではないけれども、実に實況の差があるものを單獨の大学として許可しておる。これは実にけしからぬ話だと私は考へます。学校の設備であるとか、あるいは教授陣の内容でありますとか、そういうものを考へずに、ただ地域とか、そういうことだけでもつて大学を許可してゐるというこの方針、考へ方がどうも解せない。この点どんなふうにお考へになつておられますか。一々の例をとつてここで申し上げると長くなりますので、その根本理念をお伺ひ申し上げますのであります。

○日高政府委員 今のお話の上田總務専門学校より内容の貧弱なものが大學になつておる、上田總務専門学校が單獨の大學になれないのは、理解し兼ねるというふうな話でございますけれども、私も上田總務専門学校が單獨で大學になれないといふことは一問も申し上げてないものであります。全体の學校二百六十七ありますものをまとめるべき一府一県として、あるいは方針と申しますか、その方針によつて処理いたして移りましたので、全体の見地から総合大學の一学部としてやつて行つていただきたいといふことをお話ししていただいております。上田總務専門学校そのものが大學になる値打がないといふことは、私も決して申し上げてないので、その点御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つは上田總務専門學校よりも、内容の貧弱なものが大學になれるのかおかしといふことにつきましては、これは設置の基準といたしましては、ミエムエのスタンダードでありますので、もちろん上田總務専門學校よりは、内容、規模においても貧弱なもので、大學になれるようになつております。これは文部省自身がきめるのではなくて、その基準は大學設置委員会において定めて、これを運用して審査していただいたわけでありま

す。○小林（逓）委員 地域とか人口の問題だけでなくて、その大學に入学すべき新制高等學校の数を考慮したかどうかというのを昨日申し上げましたところ、その御答弁が非常にいいまいだつた。昨年の四月新制高等學校が発足してまだはつきりしないとお言つておられますが、すでに現存しておるのであります。相当高等學校の数は充實しております。現在もうはつきりしてゐる。こゝういふ新制高等學校の数を地域とか、人口の問題に加味して考へたか

どうかといふことをお尋ねしてゐるのであります。その辺どういふふうにお考へになりますか。○日高政府委員 新制の大學には学生といふものがございせんから、他の府縣から入ることもできるのであります。大体において、學校を建てるのには人口との割合を考へる必要がありま

すので、人口のことは十分考へまして、地方の産業や文化のこと、しるうとでありまされども、若干は考へて立てたわけでありま。旧制の中等學校の数は、およその見当はついておりますが、それを嚴格には取上げなかつたことを昨日申し上げたわけであ

ります。○小林（逓）委員 その問題につきましては、昨日閣下委員からも仙台の場合につきまして、福島の方からもたくさん学生が行つてゐるというふうな話がございしました。これは重要な要素だと私は思ひます。たとえば長野縣にいたしまして、これはただ長野縣の附近の者だけでなくて、全国から学生が集まらる。これは当然なんです。しかし所在地の近くの高等學校の人が受験をする率が非常に多い。これは十分大きな理由になると私は考へる。こゝういふものも十分考へてもらいたいという私の考へ方なんです。これはただあまいな御返答でなく、十分考へてもらいたいと思ふ。なおその他の問題につきまして、いろいろ御質問申し上げたいのであります。が、何分先ほど大臣からのお話もございまして、いまだ關係方面との折衝が終つておらないというお話でございます。これ以上御質問を続けることはどうかと思ひますので、前記いたしました、この程度にして、またはつきり

してから御質問申し上げるつもりであります。○長野委員 私は國立大學の中で東京文政大學なる名称について、お伺ひしてみたいと思ふのであります。大体この大學は教育者、特に全國の教員養成の大學あるいは諸學校の根源、標準ともなるべき一國の教員養成の本山であると考えないのであります。聞くところによりますと、当初は教育大學としてあつたところが、最近になつてこれを文政大學にお改めになつたと承ります。が、はたしてさうでありますか。また「文政」といふ名称を特にお選びになつた理由を承りたいと思ひます。○日高政府委員 先日類似の御質問がございましたので、一應はお答え申し上げたのであります。昨年の八月に東京文理科學大學、東京高等師範、体育専門學校、農學專門學校等の四つの學校の代表者を集まつてもらひまして、その新しくできる學校を、教育の學問的研究をすることを重要な特色とする一つの大學にしてはどうかという案を立てまして、それをかりに東京教育大學といふふうに名づけてはどうかといふことでお話をいたしました。皆さんの御賛成を得ましたので、さういふ意味で結合をして出発をいたしましたのであります。が、昨日も申し上げましたように、教育大學といふ名称には、そのもの自体は理論的にはりつぱなものであります。何らの欠陥はないと確信いたして、何らの欠陥はないと確信いたして、おのれでありますけれども、前に師範學校が昇格運動をしたときに用いられた名前であるといふので、一部におもしろくない運動が伴うといふ点と、學校の方針、態度、もしくは精神の幾分

るのであります。この二つの点、一方が目的であつて一方が手段であるといふやうな理解と解釈に対しては、私は、純粹の學問といふものは、決して單なる手段ではなくして、うつばな教育養成をするためには必要欠くべからざる前提條件であるといふことをお互ひに納得して、相互に補足し合つて出發してもらひたいといふことを力説して今日まで参つておるのであります。長野委員のおつしやるように、東京文教大學、もしくは東京教育大學というやうな名稱をもつて期待される大學は、全國に模範的な教育養成の本山とおつしやいましていただいても、そついつた中心的なものにしたいといふ念願は、ずつと磨けて持つて参つておるのであります。

○長野委員 大體了承をいたしました。私はただいまの御説明は、師範學校の人々が集まつて教育大學を主張したといふことが一つの連想を起させ、その連想がどうかといふとおもしろくないものといふふうに感じましたが、そついつた意味でございまして、か。おもしろくない連想とは、おそろく過去の師範教育の欠陥に就かれておることではないかと思ひますが、その点を承りたい。

○日高政府委員 その通りでございます。○長野委員 ただいまの政府委員の御説明によりまして、教育に対する原理的なものの研究と同時に、學問的背景を持つ教育養成をなすところの大學とする。一國の烈々たる文化建設の教育者を養成するのだ、こつおつしやいますところとあわせ考へまして、つまり師範學校の先生方が集まつて教育大

學の聲を出したことが妙な連想をさせられるといふことは、過去における教育者の思想、信念はまずおいて、教養の幅が狭い、いわば型にはまり過ぎておつたといふところにあると私は受取つたのでございまして、一休教育の成果といふものを、これはよくつは第二としまして、事實をあげて考へてみた。すなわち明治の初めにアメリカの教育者が日本の國に於いて、札幌農學校なるものを建設した。當時農學校という印象は、國民に対してきつめて幅の狭い、百姓の一番の先覺者をつくるといふやうな感じを與えたものでありましたが、ともすれば今日もなおさうなことを考へておる人があるかもしれないと思はれるくらいである。しかるにその事實は、いかにありまして、新渡戸綱造先生を始め、宗教家、あるいは農學の大家、農學の大家は實際的には農學の大家、農學の大家は農學をきつめて農生物研究に至るまで、また場合によつては法律、宗教、文化のあらゆる面に向つて、この札幌農學校なるものが大學としての成果を示しておるのであります。これは學校經營の方法が、一面においては原理的な人物をつくることと、一面においては幅の廣い、産業、文化のあらゆる方面に貢献し得るやうな人材を養成したことによるものと思ひのであります。おおよそ一國の教育を建設せんとするには、各學校に対して、かような根本的大精神を打込めるとともに、いかなる分野につつ込んで行つても役に立つやうな幅の廣い人材を養成することが必要ではないかと思ひのであります。この点において、教育大學という

名前を冠してしまつても、私の考へでは、眞摯、熱烈、教育そのものに生涯を打ち込む人間の魂をつくらなくてはならぬであると思ひます。この大學に入る者が理學に行かんか、あるいは哲學に行かんか、あるいは學校の先生をやらんか、あるいは自分は學者にならんかと、漫然と考へる者のたぐひあることを前提として名稱をこしらへるそのこと自体が、はたして眞の教育者を養成する學校をつくるやうなものでございまして、先ほど來私があげました札幌農學校の一事例を考へましても、これは少し檢討の余地があるやうに思はれるのでございまして。さうな意味からいひまして、私の考へるところでは、この農學を養成する大學なるがゆゑに教育大學——現に文部省も認めておる——といふ文句が、ややもすれば師範學校の過去の欠陥であるかどかりませんが、かゝるに欠陥としてそれに陥るおそれありとするならば、ただいまの札幌農學校の一事例にとりまして、ひとつこの農學の切つて、眞の教育者を養成するといふ意味においてこの學校を創設し、さらにその間において、あるいは宗教家なり藝術家なり、各般の方面に出来る人があれば、それは自然その人の才能とその人の持前によつておのづから決するところでありまして、學校本來の目的としては教育である。しかもその教育大學の名によつてあるいは災いあるものと思ひます。あくまでもしからしめるやうに努力するといふ経路の方針と經營の方法とを十分にこれに置いて行ひまして、もつてその名をわれ／＼の理想とする教育大學、その實もまた教育大學によさ

わしい、欠陥を生み出さない、理想的なものをつくる、こつう建前にお考へ直しをしていただくことはできません。いか。もしできないれば、できない理由を御説明願ひたいのであります。○高瀬國務大臣 文部省の方針といたしまして、あるいは考へて参りましたところとしては、ただいま局長から申し上げたところで十分に盡きておるのであります。そこでたゞいま問題になつております大學は、文部省といたしまして、將來教育界でもつて活動すべき優秀な人物を養成するといふ点にあることはつきりいたしております。ただ局長の中しりましたやうな事情は、あの學校内部に相当根深く入つておりまして、文部省としては、名前の問題でありますから、何とか内部が円満に一致してやつて行けるやうな名前にした、こつう考へてから「文教」といふ名前をつたわけでありまして、しかし實情から客觀的に考へてみますと、文教と申しましても、教育と申しましても、實は大した違ひはない意味のものだらう、英語に訳しましたならば、両方とも多分エデュケーションと訳されるのではないかと考へるやうなものであります。しかし文部省としては、さつき申しましたやうな事情があるにせよ、たゞ「文教」といふ名前を原案としておりますから、もし委員各位でおさしつかえなければ、それにきめたいというのが文部省の考へでありまして、しかし委員各位が、ただいま長野委員からのお話がありましたやうな点を十分慎重に御考慮になりまして、これを「教育」とすべきであるといふふりにお考へでありますならば、文部省は決してそれに反対をするといふわけではありません。

○長野委員 まことに大臣の非常に御機嫌のほどを感謝するものであります。承りますと、校内に名稱を取りかこんで二派の競争と立がある、争ひといふか、そついつた対立がある。しかもそれは文部省としても相當考慮に置かなければならぬ、名稱の選定にまでこれは置かなければならぬほどの事情があるやうに了承する次第であります。そこで幸ひに文相におかれましてこの委員諸君の衆議によつて辯ずるところは承知してよろしい、こつうお考へてございまして、文部省と何らの懸隔もないわけでありまして、こつういねがわくば私は校内外対立といふことが、一國の大學の法律の中にまでこれが入つてこれを動かすといふことは、將來に對するためにもおもしろくないと思ひます。またさうあるべきでもないと思ひますので、委員諸君の最後の衆議の決するところをわれ／＼とては聞ていたしまして、この質問を終ることにいたします。

○森戸委員 私簡單な点を御質問いたしたいのでございまして。昨日文部委員から質問をいたしました、文部省以外の學校で國立大學になるものについてであります。通信省にあつた中央無線電信講習所はすでに電氣通信大學になるといふことになつております。農林省にありました第一水産講習所は、これは一年の後に東京水産大學になるといふ話でございまして、もう一つ問題になりますのが運輸省に属する商船學校でございまして、この學校はいかに処置せられるのであるか。日本といひましては航海といふものが特別に重要であることは、申すまでも

けではありません。○長野委員 文部省の非常な御機嫌のほどを感謝するものであります。承りますと、校内に名稱を取りかこんで二派の競争と立がある、争ひといふか、そついつた対立がある。しかもそれは文部省としても相當考慮に置かなければならぬ、名稱の選定にまでこれは置かなければならぬほどの事情があるやうに了承する次第であります。そこで幸ひに文相におかれましてこの委員諸君の衆議によつて辯ずるところは承知してよろしい、こつうお考へてございまして、文部省と何らの懸隔もないわけでありまして、こつういねがわくば私は校内外対立といふことが、一國の大學の法律の中にまでこれが入つてこれを動かすといふことは、將來に對するためにもおもしろくないと思ひます。またさうあるべきでもないと思ひますので、委員諸君の最後の衆議の決するところをわれ／＼とては聞ていたしまして、この質問を終ることにいたします。

○森戸委員 私簡單な点を御質問いたしたいのでございまして。昨日文部委員から質問をいたしました、文部省以外の學校で國立大學になるものについてであります。通信省にあつた中央無線電信講習所はすでに電氣通信大學になるといふことになつております。農林省にありました第一水産講習所は、これは一年の後に東京水産大學になるといふ話でございまして、もう一つ問題になりますのが運輸省に属する商船學校でございまして、この學校はいかに処置せられるのであるか。日本といひましては航海といふものが特別に重要であることは、申すまでも

予算の問題について決議がなされたときに、新聞においてもたつた一行しか書かないというより、不親切な報道ばかりであつた。そういうことのために十分に誤解が行われておることと存じますが、國會としてはこれに対して非常な努力をしているようでありさまであります。そういうような点は、こういふところには少しも現われておらないのであります。やはり國會と國民大衆とが一緒になつて日本の文藝を建て直すということが必要であらうと思つて、であります。そのことに對して、

○銀本政府委員 学生運動として要する事項に掲げてありますのを知りましたのは、実は昨日全学連が来て、文部省のクラブの新聞記者に話をしたのでございまして、学生が文部大臣に対して要するのには、どういうわけであるということも文部省に何ら釈明しませんでした。ただちにストライキというような方に訴えてその意思を表明するようにについては、私といたしまして非常に遺憾に存するのでございませうか。

い、わゆるそこに陳腐をいたしすぎたは、向うの要求の理由とか、字句が確にわかつて私は話したのではないでございます。新聞記者の言われる葉にございて申しただけでありまして、今申されたような事実の上に立ちまして、いろいろ議論したわけはでございません。それだけ御了承を願いたいと思います。

○今野委員　それではその教育予算

ついで新聞記者から聞かれたときに、やはりそういふふうにお答えになつたのでしようか、もう少し委曲を盡されたのでございませうか。

○総務委員 ただ教育予算というふうなものが、問題になつておるといふことを聞いただけでございませう。

○今野委員 いやそうじゃない、お答えの内容です。この通りですか。

○総務委員 文部大臣が、たゞ教育予算について問題になつておると言いますから、教育予算については、国会がおきめになれば、閣内としてもそれに従つて行くよりしかたがないのだと自分は思うと申したのであります。

○今野委員 現在大学設立の問題が問題になつておるわけでありませうが、大学と申すものは、申すまでもなく、一國の學問というものを相當長期にわたつてその質を決定して行くものでありまして、われ／＼といひましては、これは一時的な経済的都合というより重要な問題であると思ふのであります。しかるに戦後のい／＼な教育に関する立法を見ますに、六・三制の問題にせよ、あるいは教育委員会法にせよ、いずれも財政的な裏づけなしにこれが行われておる。そのために、実にさうした状態になつて、教育の破壊といふことを嘆かされるような、同時に、それが地方財政を非常に困難ならしめておるといふような事実もあるわけでありませう。しかるに破の入らない形でこの大学という問題が持ち出されて、また／＼十分な財政的な裏づけなしに事務的に事が運ばれておる。こゝよりいふことについて

では、この学生の要求に據てありませう。これは、われ／＼として非常に重大な関心を持たざるを得ないわけでありませう。その／＼戦後の民主的な日本における大学の性質は何であるか、こゝういふような問題に關して十分な見通しがあつて、それに向つて学生も教授もみんな一致協力すれば、こゝういふ学生のストライキといふような不祥事は起り得ないと思ふのであります。その点につきまして文部大臣はどういふふうにお考えでございませうか。特に大学の性質について、今のところ設置法などを見まして、非常に程度が低くなつてゐるというところだけの印象であります。何かある一國の制度を移し續えて、それを下手にまねたといふやうな感じでありまして、少しも積極的なこれならやうといふやうな魂のこもつたものが見られない。先ほど札幌農学校の話もありましたが、明治の初めにおいては、少くともわれ／＼の先輩たちは、日本をこれよりも立てるためにつづいた教育をしなければならぬといふので、民間においても、早稲田といふやうなつづいた学校が設立され、そして官において札幌農学校その他のい／＼な学校が歴史的な使命を帯びて、こんな獨立的な頭から興えたやうな形ではなくて、對して今日の見受けられます。それに対して今日ありませうか、文部大臣はいかにお考えになりますか。

○高橋國務大臣 今回の大学設置法は、御説明申し上げましたように、今まであります多くの大学につきましての整理統合による設置であります。わが國で札幌の農学校が創立され、あるいは早稲田、慶應が創立された。これは非常に偉大な創立者がありまして、その創造的な精神によつて、あるいは學問の熱情によつて初めて学校ができるといふ事情とは、非常に條件が違つてゐるというところは御承知だろうと思ひます。従ひまして、こゝういふ事情の違ひから来る違ひはやむを得ないのであります。それによつて、これがために日本の學術なり、文化なり、教育の水準が落ちないかといふ点についての御心配があるように思ひますが、わが國新しい制度が実施されます場合には、その轉換、切りかえの時期におきましては、多少の騷擾は免れないものであります。おちつくまでは相當の時間がかかりませう。ですから切りかえの當時におきましては、多少前通りにやつた方がかえつてよかつたのじやないかといふ場合もあるかと思ひます。けれども、私は、制度として今日の四年制大学をとつて、それがちゃんとおちついて、今度のような総合大学制としてしつかりやつて行くということができれば、決して今までの高等學校、專門學校、師範學校、それから旧制大学といふ制度のもとにおける教育、文化、學術の水準よりも落ちる心配はないと實に確信しております。

それから經費の問題であります。わが國の經費は、今までといへども、旧制の學校におきましては、はなはだ貧弱で十分ではありません。日本が文化國家として立つて行くための教育費としては、はなはだ十分ではありません。今度の予算につきましても、はなはだ十分であるといふことは認めておるのであります。しかし、私は、今日の日本の置かれた經濟、財政等の狀況から見ますと、教育のみならず、あらゆる方面において十分でなければなりません。わが國が非常に多いのであります。このわが國が非常に多いやうなところになりませうと、非常に縮こまつてしまつた日本の經濟に當てはめてのことだけしかできないといふふうになるのではなからうか。それよりも、多少初めにわが國がございしても、そのむりを忍んで、精神的な努力で補つて、そして日本の經濟にいたしまして、まあ今年以下に下ることとせずなからうかと思ひます。だん／＼發展をして行くべき方策ではなからうかと私は考へております。

○今野委員 時間がありませうから、簡単にお願いいたします。たいへん懇切な御答えをいただきましたが、しかしながら私は同時にたいへん情なく考へるものであります。財政の困難といふことは、明治維新當時においても、もつと痛烈であつたやうに考へるのであります。先般たちが切り開いた道、それに劣らないやうな現在大きな變革期に臨んで、ことに戦争放棄をし、そして文教をもつて立つて行く、こゝういふやうな決心を固めたわが日本國民は、こゝういふやうな教育政策で満足しないといふことは明らかであります。私は戦時中にかけて、突如ある私立大学の講師をしておりましたが、中國から留學生が参りまして言ひには、日本の小學校はなか／＼よい。だけれども、この大學のありさまは何であるか。こゝういふものは中國では決して見られない、実にだらしない大學である。こゝういふ批判を受けて、一言もなかつたのであります。しかるに今日この變革の時期にあつて、まさに日本を民主化する一番の重要事項として教育の振興、特に大學の振興による學術の發展といふことが望まれるのであります。それがいかににも事務的に、統合といふことだけでなされておる。しかもこゝういふことに對する不満、そしてほんとうの日本を盛り上げようとする意氣が實は文部當局のこゝういふ事務的なお考えとぶつかり合つて、こゝに學生運動が盛り上つておる。こゝういふふうにおわれれば考へざるを得ないのであります。この學生運動こそ、新しい文化日本をつくつて行く原動力になつておると思ひます。多少少くもつけたら何かすることはできるかもしれませうけれども、これこそがその原動力になつておる、こゝういふふうにお考え次第であります。その点文部大臣は政治家として——單なる事務官僚ではないと私は信ずるのであります。政治家として、いかにお考えになるか、その点について原委員も、あとの質問者が御三名おられますので、簡潔に願ひます。

○高橋國務大臣 わが國學生が——學生といへども國民であり、ことに、教育、學問に非常に関係の深い人々でありますから、日本の教育の問題、學問の問題を熱心に考慮してくることは非常に必要であると思ひます。しかしそれと、同時に、ストライキをやるといふことはまた別個の問題であります。従つて私は十分事情を調べた上でありませんと、賛成はできないわけでありませう。○今野委員 最後にお聞きしたい。先

ておられたように存じましたけれども、上田織維専門学校の問題に關連いたしました、私はいたずらに総合大学という線にそろえることによつて、非常に低い水準のものをことさらにこしらえてしまふという懸念を強く感じておるのであります。これにはまだ未確定の問題として、本案には上せてないようでありまして、他の数個の専門学校とあわせて未決定のように相なつておりますが、私どもこの学校の内容を熟知いたしている者といつたしましては他に水産の単科大学ができ、畜産の単科大学ができているという際に、やはり日本の輸出産業の大宗でございます畜果菜、こうした方面において一つの単科大学を持つことは、日本全体の畜産農民その他多くの一致して希望するところであらうと思ふのであります。

畜産、水産、もちろんこれは重大であ

り、日本が今後この乏しい資源、狭い國土で國を立てます以上は、海洋へ進出することは当然であるし、あるいはまた日本の從來の米麦中心の農業に限定しておつたのでは、とうていこの國民を養つて行くわけには參らぬ、そこに立体的な畜産を加味した農業が必要である。これはもちろんわれ／＼も了承をいたすのであります。それと同じ意味において養蚕は、これはまったく蚕を飼ひ、糸をつぎ、これを輸出するその工程がごとく日本國內でまかなわれる。ほかの新絹などのように、原料を外國から輸入するというよ

うなものとは非常に違つておるのであります。こういう産業の特長を大きく生かす意味において、これを原料の大学というものでぜひ存立せしめたい、

ておるわけであります。昨日私はこの点について文部省側の御見解を伺つたのですが、閣内政府委員の表明は何回聞いても私たちの質問した要旨に合わない、ピントに合わない説明がありましたので、あらためて責任ある大臣の

上、それでこの國家公務員法によつて教員の任免、懲戒、人事管理をするということになる、これは教育職員免許法の場合にも問題になつたところでありましたが、その中には御存じのよゝみに「日本國憲法施行の日以後において日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」という條項が入つておるわけであります。ところが、こういう條項はこの教育職員免許法に関する限りにおいては、關係方面の意見としまして、これはあまりに自由を制限することゝ

なりはしないかというふうな意見が
つたように法制局長が明言してお
るであります。そうすると大臣がせ
かく大学の自治を重んぜられるとい
ふ氣持があつたにしても、このよう
な條文がその中に入つておりますと、
條文がこれは大学の職員の任免、懲
罰、人事管理等を不当に抑圧する、
自由を制限するとなつたことになり
はしないか、自治を破壊するような
ことになつてしまふか、十分になり
はしないかという懸念が十分にあり
るわけですね。この点について私は
お尋ねしたところが、稲田政府委員

こういふ國家公務員のかかわる問題
 においては、國家公務員法のこういふ
 定を入れるのが法律を作威する上で
 常識的なことになつておる、そつう
 技術的な点からだけお答えになつた

けです。しかし私たちの聞いておるの
は、この技術的な問題ではなくて、こ
ういふ法律をつくるときにはこうい
う文章を必要とする、またそういう
文章を入れることが慣例であつたとい
う法律作威の技術的な面ではなく
て、このような文章があることは、関
係方面の言つておつたような精神に矛
盾しはしないだらうか。従つて事実
上、学内自治とか、学内において今日
非常に高まつて来ておる自治的な機構
の裏面には行政とかを押えるような結
果になりはしないか、こういう点を
尋ねるわけだ。

○高瀬國務大臣 細かい法制技術の
ことは、私よりは局長の方がよくわか
つておられますから、その方で説明申し
上げるかとも思いますが、全般的な意
味として申し上げれば、ただいま
お話になりましたのは、つまり私の解
釈ではこういう條項がありますと、や
やとすると、これが濫用されて、そ
うして自治を害するおそれがあるの
ではないかといふふうに私は解釈でき
るのであります。濫用された場合にそ
ういふ結果になると私は考へるのであ
ります。どんな法律の場合におきまし
ても、そういうことは、どうしても起
きやしないことでは、——むしろ
法律適用につきましては、濫用のない
ように、ほんとうに法律の精神に合致
するようにこれを適用すべきである。

○高瀬國務大臣 濫用され
るという問題は、濫用される
かどうかいふ問題ではなくて、こ
ういふ條項があること自体が、すでに閉
鎖方面が言つておるような精神にも矛
盾することであり、現在たとえ名古
屋大学とか、その他の大学、高瀬大臣
が学長をしておられた京大においても
同様であります。かなり教員の任免
その他に關しては学生の意見までも含
めた、りっぱな技術的な機構が成長し
つつあるわけなんです。こゝにいふとき
に、技術的にこゝろを傾向を握るこ
とにもなりません。またこの法案を入
れただけによつて、すでに学内自治と
いふ精神と矛盾しておるのではない
か。法律をつくる技術とか、もしくは
この法案をつくつておいて、それを運
用する場合にどうするかといふ問題は
はなつて、この條項を入れておくこと
自体が、すでに矛盾しておるのではな
いかといふ点です。

○高瀬國務大臣 私の考へは、ただ
いまのような御意見でありますとする
と、はなはだ遺憾ながらこれを入れて
おくことによつて、当然にそゝういふ結
果になると考へないのであります。
○高瀬國務大臣 当然にそゝういふ結果にな
るといふよりも、入れておくこと自体
がすでにそゝういふ精神と矛盾してお
るという見解なんです。(見解の相違
だ)と呼ぶ者あり)これは見解の相違
ではない。

○高瀬國務大臣 質疑を續行してくださ
い。
○高瀬國務大臣 今續行しておるのです。
私の言つておるのはこの法案を置いて
おくこと自体が、運営の問題とは別個
に、関係方面なんかの精神とも矛盾し
ておるやうに常識的にさへも考へられ
るという点です。

○高瀬國務大臣 そこは意見の相違に
なるのです。
○高瀬國務大臣 それからもう一つ、十五
條の中の國立学校の組織及び運営とい
ふ点であります。これはこの前の説明
によりまして、学長とか事務局長とか
主事とか教授、助教授、こゝろいふ職
に關するやうな事柄であつて、これだ
けを文部省令で定めるのだといふふ
なことがありましたが、運営に關して
はどうなつておるのです。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。
新しい大学の運営方式、あるいは管
理方式につきましては、今までたびた
び申し上げましたやうに、今研究中の
大学法においてはつきりと規定するつ
もりであります。しかしそれがまだ研
究中で準備ができておりませんから、
今まで大学においてやつておりました
自治的運営管理の方法によつて、新制
大学はやつて行くのだ。こゝろいふこ
とになつておると考へております。

○高瀬國務大臣 今までの通りであります
か。
○高瀬國務大臣 大体そつてです。
○高瀬國務大臣 それでこゝろいふことをき
める場合にもこの前が文部省の方へ
要求してあるわけですが、大学に置か
れた職員は定員といふことをきめる場
合にも、これはわれ／＼がこゝろに審議
をする上に非常に重大なる事柄が含ま
れておるものだから、これに對する
資料を具體的な事実に基づいて至急委員
会に提出してほしいといふことを要求
しておるわけですが、その点はどうか
つておられますか。

○森田教育委員 先日御要求になりま
した資料につきましては、目下極力作
成中でありまして、できるだけ早く
提出するつもりであります。
○高瀬國務大臣 それからこの全体を通じ

て文部省令で定めるという重大な問題
がそこにあるわけなんです。この文部
省令で定める場合にも、民主的なもの
にきめるといふことを箱田政府委員が
おっしゃるやうに、民主的にき
めるといふことの保障がこの委員会に
おいては與へられ得るものですか。ま
たこゝろいふ方法でやるのか、その大体の
見当がついておるのですか。

○高瀬國務大臣 どうも具體的に個々
の場合になりませんと、この場合はど
ういふふうにしてきめるかといふことは
言へませんが、一般的にどういふ方法
でやるかといふわけに参りません。しか
し精神としては、局長が申し
たやうに文部省がやつてに強断で氣分
的にきめるなどといふことは、一切や
らないつもりであります。

○高瀬國務大臣 それでは問題はまだあり
ますが、私の今後の保留するものも含
めて、これで切つておきます。
○同委員 この際文部大臣にはつきり
何つて置きたい二つの案件がございま
す。第一は先程渡部君から申されたこ
の大学行政法の問題であります。これ
は昨年の夏以來院外運動が猛烈に展開
されておる問題であります。しかもわ
が委員会に對しましては、これはいつ
出すものかさえ、明示されておらない
のであります。非常にこれは重大な法
案でありますので、この際文部大臣に
おいては、それをいつ國會に提出相
なるものなりや、その点をつきりと示
していただきたい。

第二はこゝろ國立学校設置法案なる
ものが審議されておるのであります
が、私学法案といふものは、この國立
学校設置法と車の両輪をなさなければ
ならぬと、われ／＼はかたく信じてお

るものであります。しかもその職域と
いうのも、いつかこれはあとでお伺
いするものでありますが、この私学法案
に盛り込まれた内容といふのは、たと
えば國法によつて私学の補助は禁止され
ておるのであります。それからまた私学
に寄附をすれば過大な税金をとる。た
とえば遺言によつて一千万円の寄附を
學校にするといふと、六百万円を
相殺法によつてとる。それから贈與税
を二百万円とる、合計八百万円は國家
が追ひはきをするやうな状態である。
そういう法案であるといふふうにもわ
れわれは仄聞しておつた次第でありま
す。はたしてそういう内容を持つた法
案なりやないや。またその私学法案
が、われ／＼としましては、當然國立
學校設置法案と車の両輪であるから、
一緒に提出に相なつてしまふべきもの
だと固く信じておつたのであります。
ところがまだこれをいふ出ずもの
は、はなはだ遺憾千万であると思つて
あります。かくては私立學校といふ
ものはもう立つて行けない状態であ
る。國家の補助もいかに、職員校復旧
に對しては融資もできない、寄附する
人があれば、國家が追ひはきをする。
どうしてこゝろいふやうな状態で私学が
立つて行くことができませんか。國立大
学には當然の補助ではありますけれど
も國家が全額を持つ、しかも私立大學
においては寄附をしようといふ、善良
な人がある、これを取上げてしま
う。かくのごとき考へは文部行政の全
體を持つ人として、どういふふうによ
れに對してお考えに相なるやといふこ
とをお聞きしたい。
それからつきりこゝろでお伺ひした

いことは、大学行政法をいつ機会に御提出になるお預けか。私学法案を一緒に提出されたことは、はなはだ遺憾とするのであります。これは私の個人の意見で、自民党を代表した意見ではありませんが、この法案はいつ出るのか。これは当然の事柄として一緒に審議すべきものと固く信ずるのであります。文部大臣の明確なる御答弁を要求したいと思ふ次第であります。

○高橋國清大臣 大学法あるいは大学行政法につきましては、たび／＼問題になりまして、私からも申し上げておるのであります。非常に重大な法案でありますので、十分慎重に各方面の意見も聞いた上でせよといふことで、決してほうっておくわけではありませんが、文部省としても十分研究しておるわけでありまして、むろん新大学発足と同時にこれが行われることが望ましいことであつたのでありますけれども、ただいままでの準備の都合から、それができなかったのははなはだ遺憾であります。従いましてできるだけ早くこれを取りたいと考えてはおりますけれども、そういう非常に重大な問題でありますために、この国会にはむろん提出できません、今後いつ出せるかといふ見込みでありますけれども、ただいま検討をいたしておりますから、早ければ次の臨時国会、あるいはそれに間に合ふなければその次の国会、こんな見当になつております。そう御承知を願います。

それから私立学校法案であります。これは文部省も長い間検討を続けまして、草案のようなものも出てきておる、できればこの国会にやはり御意見のありましたように出したいと思つて進めておつたのでありますけれども、いろいろ／＼財政上の点もありまして、それらの点が文部省の考へておる法案通りにすぐは解決がつかないものといふようなところから、遅れておるのであります。私学法案につきましては、お話がありましたような附金に對する税金等の問題も何とか有利に解決したいといふことが考へられておるのであります。それらの点がございまして、財政的にすぐは解決がまだつかないで遅れておる。そう御承知を願ひたいのであります。しかしできるだけ早くこれを出したいといふ気持ちであります。

○原委員 国立学校設置法につきまして、ほかに御質疑はございせんか、それでは質疑はこれにて終了いたしました。

○小林通委員 この国立学校の設置法につきましては、先ほど私は質疑を保留しておりました。それは私の都合ではない。文部当局がこの問題でまだ明確に発表できないからという、そういう理由で質疑を保留しておるのであります。それを打ち切るにはどうもおかしい、これはどうしてもその問題がはつきりするまで質疑を継続してもらいたいと思ひます。

○岡委員 質疑はただいま小林委員が保留された点だけにどめて、あとは打ち切るということにいたしましたかと思ひます。

○原委員 ただいまの岡君の動議に御異議ありませんか。

○岡委員 ありません。

○原委員 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○渡部委員 私の方は先ほどの資料を出しては、これは審議の上に更に重大なものであるといふことは、たびたび申しておるはずであります。従つて資料の出ないうちに、われ／＼の意思が決定しないうちに質問を打ち切れることは不当だと思ひます。

○原委員 それでは岡君の動議に賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員 起立多数。岡君の動議の通りさりました。

○庄司委員 議事進行について委員長は一旦質問の打ち切りを宣告されてから、委員の要求によつて、簡単な発言といふこともお許しになるということに、委員長は議事に対するところの宣告の權威に關する重大な問題であります。私は決してわれ／＼同僚委員、あるいは議員の言論の自由を抑圧せんがためにこのことを言うのではない。委員長は委員長の權威を持つて、その信念の上に立つて、あなたの宣言を權威あらしめることの発言をしなければなりません。文部当局に同僚委員諸君の中で参考資料を要求されておるが、いまだにその参考資料が出ていないために、遺憾ながら質問の継続ができないうちに、特に議会の委員会の慣例により、討論の際において簡單なる一定の時間の質問を許す、こういうような方法をとれることが、議会において討論の自由を最も尊重せざるゆゑであるといふことを委員長に私は議会の慣例の上に立つて、御注意というのほけておる古い者でありますから、御忠告申し上げます。

○原委員 ただいまの庄司委員の御要請はまつたく承知いたしました。なお本会議において勞働法一部改正

の法律案が上程されておりますので、暫時休憩いたしますが、あるいは審議を進めてその中途で休憩にいたしますか、お諮りいたします。

〔休憩賛成〕「異議なし」と呼ぶ者あり。

○原委員 それでは暫時休憩をいたします。

午後四時三十分休憩

午後五時五十分開議

○原委員 休憩前に引続き會議を開きます。

年齢のとなえ方に関する法律案が、昨日参議院より送附されて参りました。本法案に対する参議院の山本有吉君に提案理由の説明を求めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○原委員 それではさきよりとほからいます。山本有吉君。

年齢のとなえ方に関する法律案 この法律案は、國民は、年齢を数え年によつて言ひ表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治三十五年法律第五十号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは、月数）によつてこれを言ひ表わすのを常とするように心がけなければならない。

この法律案は、國民は、地方法公共團體の機関が年齢を言ひ表わす場合においては、当該機関は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言ひ表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言ひ表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

附則 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

政府は、國民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを履行するより特に積極的な指導を行わなければならない。

前項の事務は、附則第一項に規定する期日より前から行うことができる。

○山本参議院議員 年齢のとなえ方に関する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

この法案の最初にございまして、年齢のとなえ方に関する法律案が、これはある一党とか一派だけのものではございませんで、参議院における各党派、各会派すべてが十八名の中に賛成されております。各派ともこれに賛成したものでございまして、今日は提案の理由の説明として私がそれを代表いたしました理由を申し上げるわけでございます。

最初にこの趣意を申し上げたいと思ひますが、日本におきまして年齢のとなえ方につきましては、明治三十五年に年齢計算に関する法律といふものが出ておりました。法律の上では年齢は満で数えることになつております。従いまして、たとえば選挙資格でありますならば満二十才といふふうなことになるのでございまして、法律ではすべてそういうふうになつておるわけでありまして、世の中の習慣は昔からの言ひで今もつて数え年でいたしておりますが、昔のそういう法律も出ておることでありまして、これを満で普通の生活においても計算した方が

よいではないか、これが提案の趣旨でございませう。

その理由をいたしまして私たちがいろいろのことが考えられますけれども、大きくわけまして四つ数えてみたいと思ひます。

第一には、今のうちに数え年でなしに満期に満期にするとは、一種の日本人たちの若返り法のような形になると思ひます。現在の日本では税金のことで國民が非常に暗い氣持になつております、あるいはその他の生活についても何となく暗い氣持になつておりますが、せめて年齢の上でも若返るというふうなことは、氣持の上でもたいへん明るい氣持がいたしますので、予算を伴わないで國民の氣持が明るくなるというところは、政治の上で大事な点ではないかと思ひます。これはたいへんに通俗的な言ひ方でありますけれども、一つの理由に満期であるというのであります。

第二には、生れますとそれを届出ますのに、ここにおいでの方たちはむろん生れた時にすぐ届出をなさいます、それが正確にできておると思ひますけれども、なか／＼そうでない例が多い。ことに十二月などに生れますと、翌年になるとすぐに二月の間にうちに自分は二年に満期されてしまふ。それが輸入のときなんかになる。大きな關係を持つて來ますので、しつぱに正確な届出をしないということが現實に行われております。これは非常におもしろくないことで、生れたら生れた時から正確な生き方をして行きたい、正直に届出をする。生れた時から正直にやつて行くだ、そうして同時に合理的にやつて行くだといふよりも、國民の生活の態度を最初からそういうふうにして行くことは、これからの日本にとつて非常に大事じやないかと思ひます。もし満期で数えるといふことになるならば、十二月の三十日に生れまして、三十日に生れたんだと通算しまして、それは翌年すぐに二つになるわけじやありませんから、みんなが正確に届けるようになるだらうと思ひます。

それから第三番目には、國際性を考へましていたしたわけでありませう。年齢の教え方は、たしか戰爭中であつたと思ひますが、この問題が出たことがあつたのであります。統計局等の反對によりまして當時出なかつたやに聞いておりますが、統計は從來等におきましては、どこの統計も満期で数えております。もし日本が満期で数えない統計でありますると、國際性がなくなるわけでありませうから、そういう上でも國際的の年齢という問題になりまして、統計ができたから國際性に合せて行くという方法がよいと思ひます。かつまたその点につきましても、もちろん統計局等にも話合つたのであります。統計局等も賛成でありまして、そういうふうに行きますと年齢の統計の問題も國際性を持つといふことになりまして、日本が今までのような日本々々というのでなしに、國際的な日本という立場になるので、この点もいふのだと存じます。

第四番目に、これは一番むずかしい問題であります。配給のことでも満期で数えられると、さき／＼不合理な現象が起りはしないか、不合理といふすか、あるいは不平が起りはしないかといふ点があるものであります。これも實際から申しまして、最初に申し

上げたように法律五十号というものがあつたとして、農林省から配給公團に対して食糧の配給をする場合には、今の法律がある建前上、満期で数えるのが當然だと思ひます。ところが便宜主義的な立場から今までは配給を数え年でやつておつたのであります。これは今の法律五十号に照ししてもおかしいのじやないかと思ひます。ことに配給量はカロリーを主台にいたしまして、何才の者はどのくらいのカロリーといふことで計算しまして、そのカロリーの立場から何グラムといふことが出て來てグラムでやつておるものであります。あのグラムは満期をもつて数えておるのか、あるいは数え年を基準にしてやつておるのか、これを配給公團に農林省にたてましたところ、それはやはり満期なんだといふ答弁を得ましたので、その点から言つても満期としたらおかしいと思ひます。

昨年の十月にある家庭で子供が生れたが、今年二月になりました。さつそく二才だといふのでヤラメルの配給がございまして、ところがその赤ん坊は昨年十月に生れたので半年にならぬ、もちろんお母さんの乳のほか飲めないのにヤラメルが來るといふやうなわけで、満期しないために非常な不合理があるわけでありませうから、先ほど申した法律五十号の上から、あるいはカロリーの計算をする上から、いづれも満期で数えるの正しい、正しいのでありますけれども、今までは数え年で配給しておつて、すぐさま明日から満期でやるといふことになりまして、不平も起りまして、ある人は得をする、ある特殊の人は損をする人も起ります。急にやることは何

です。すなわち國民にそこを理解してもらつて、その上でやるならば、なるほど今までの上から満期でやるのはほんとうだといふように國民も理解してくれと思ひまして、またもちろん農林省、東京府の配給の方の係、あるいは總經理の地方自治體の方とも十分に相談をいたした結果、來年の一月一日からであるならば、配給の面においても十分にやつていけるということも農林省を初めみな申します。実施の点については時間を置きまして、ここにございませう。來年の一月一日からいふことにはいたしたわけでありませう。

今のような理由からまず一番問題が起ると思ひます。配給の点であります。今のようにすれば、配給について問題はほとんどございせん。そういう理由から満期にした方がよいし、だからといふことから取上げました。そしてこれは皆さんも御承知であります。すなわち、この新しい新開がこれを大きく取扱つておりまして、國民の輿論といふものはほほわかつております。それでラジオ等でもすでに発表されたやうに聞いておる。私は聞きそこなつたのであります。実はラジオを聞いて、ぜひそれをやつてもらいたい、というやうな教唆が、私のところに参りましたので知つたのであります。ラジオ等においても放送してゐるわけでありませう。これに關係の官廳といひましては法務廳、統計局、運輸省、農林省、總經理の自治體、東京府、配給公團、その他これに關係のあるものは再三、再四呼びまして、意見を求め質問したところ、いづれも關係の各官廳あるいは公團等も賛成して

おりますので、かた／＼出したわけでありませう。

大體提案の理由は今のやうな次第でございませう。

○原委員長 これより質疑に入ります。

○奥田委員 参議院側からこうしたきわめて文化的な議案が提出されたことを深く敬意を表するものであります。われ／＼がこうして非常に多忙をきわめて各種の法案に没頭してるとき、こうした文化的潤い、深き御研究を積まれて、文化國家に寄與されつつあることに重ねて感謝をささげる次第であります。由來衆議院と参議院の性格から見て、参議院はこうした専門的な立場で國政に參與する、われ／＼は直接輿論に切實な關係を持つて當つて行くという一つの特色があつて、参議院のかなえの尊重を重からしめたものであるといふことを深く敬意を表する次第であります。

この年齢を満期で数えることは、先ほど御説明があつた通り、きわめて實際に即して適當であると思ひます。私もこれにはわが黨を代表して賛意を表しますが、ただ實際問題として満期何年何箇月と呼ぶことが困難であるので、何箇月までを實際には言わないので、満期で打切つて、その次の満になるまでの通称は今のように何歳、こう呼ぶようになるやうに考へておられますか、その点ひとつ。

○山本参議院議員 お答え申し上げます。この法案の初めのところに、(一)一年に達しないときは、月数)によつてこれを言ひ表わすのを常とするやうに心がけなければならぬ。こうなつておりますが、これは一歳に満たない子

可決せられました。
議長あての報告書の内容につきまし
ては、委員長一任に御異議ございま
せんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○原委員長 それではさうとりはか
らいます。

明日は午後一時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時十八分散会

〔参 照〕

軍船のとらふ方二箇下を去事案（）

議院提出」に因する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

100

10

—